

障害者に係る欠格条項の見直しに伴う船舶職員法施行規則 及び水先法施行規則の一部改正について

平成13年7月
海事局船員部船舶職員課

1. 改正の背景

プレジャーボート等を操縦するために必要な小型船舶操縦士免許については、近年の障害者による海洋レジャー・海洋スポーツへの参加のニーズの高まりを受け、障害者による免許取得の可能性の拡大の要請が高まっているところです。一方、現在の小型船舶操縦士免許の国家試験においては、身体検査の標準が障害の状態等によるものとなっており、これが障害者による免許取得の事実上の制約となっています。このため、医師、学識経験者等による検討の結果を踏まえ、障害者による免許取得機会の拡大を図るべく、身体検査基準を、実質的な身体機能、運動機能に着目した「能力基準」とすることといたしました。これに伴い、免許の限定区分について、障害者の身体能力に応じた様々な限定を可能とする等の措置を講じることとしています。

また、疾病や障害に係る用語については、その受け取り方が時代とともに変化していますが、当該疾病や障害を有する者への社会的な偏見となるおそれがあるものもあることから、医療界等からの意見を踏まえ、船舶職員法施行規則及び水先法施行規則の身体検査基準表で用いられている用語等について適切化を図ることとします。

なお、小型船舶操縦士、海技士及び水先人等の資格制度については、「障害者に係る欠格条項の見直しについて」(平成11年8月9日障害者施策推進本部決定)及び規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)においても障害者に係る欠格条項について見直しを行い、その結果を踏まえて必要な措置を行うこととされているところです。

2. 現行制度の概要

(1) 小型船舶操縦士に係る障害者への限定免許の付与

障害者については、障害があっても特定の条件下で、船舶の操縦に支障がないと認められる場合には、免許に限定を付した上で免許を与えており、船長として乗り組む船舶の設備についての限定(以下「設備限定」という。)及び航行することができる時間帯についての限定があります。

(2) 小型船舶操縦士及び海技士に係る身体検査

海技従事者国家試験においては、身体検査に合格しなければならず、その検査項目のひとつとして「疾病及び身体障害の有無」が定められています。また、検査の基準として甲種及び乙種の2つを設けているところです。

身体検査に甲種で合格した者については、身体検査を受けた日から1年以内、乙種で合格した者については、身体検査を受けた日から3か月以内の試験又は更新・失効再交付時に、いずれかの身

体検査合格証明書を添えて申請した場合、国土交通大臣の認定により身体検査が省略となります。

(3) 水先人に係る身体検査

水先人試験においては身体検査に合格しなければならず、合格後も、水先人として業務を行うのに適当かを判断するため、年1回身体検査を受けることとされています。その検査項目のひとつとして「疾病の有無及び体格」を定めています。

3. 改正の概要

(1) 小型船舶操縦士の身体検査に係る改正事項

船舶職員法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）の一部改正

小型船舶操縦士の身体検査基準を、実質的な身体機能、運動機能に着目した「能力基準」とすることに伴い、以下の改正を行います。

設備限定について、障害者が船長として乗り組む船舶の操縦のために補助手段と認められる設備の範囲を拡大します。

「船舶の航行の安全を考慮し必要があると国土交通大臣が特に認める限定」を設け、障害の内容に応じた適切な限定を行うことで、障害者の免許取得の可能性を拡大します。

身体検査基準について、用語、例示及び項目区分を適切なものに改めます。

障害者に係る限定免許の解除及びその他の手続規定について所要の改正を行います。

(2) 海技士及び水先人に係る身体検査の改正事項

船舶職員法施行規則及び水先法施行規則（昭和24年運輸省令・経済安定本部令第1号）の一部改正

海技士及び水先人についても、(1)と同様、身体検査基準について、用語、例示及び項目区分を適切なものに改めます。

4. 改正の効果

能力基準への変更と、それに伴う限定の区分の拡大により、従来では小型船舶操縦士免許を取得することができなかった障害者について、免許取得の可能性が高まります。

また、身体検査基準における用語等を適切なものにすることで、当該障害や疾病を有する者への不当な社会的偏見を抑制することとなります。